

平成26年(ヨ)第33号

発信者情報開示等仮処分命令申立事件

債権者 有限会社銀徳

債権者 吉村公俊

債務者 吉田益夫

答 弁 書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年6月3日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫



電話番号 073-499-7231

第1. 申立の趣旨に対する答弁

債権者らの申立を棄却する。申立費用は債権者らの負担とする。

第2. 申立の理由に対する答弁

1. 被保全権利について

(1) 当事者

債務者は、第三者であり、直接の当事者は、投稿者である。

(2) 債権者らに対する名誉毀損について



投稿者の投稿が今の段階で、違法性阻却事由がないとは、断定できない。つまり、仮処分命令で発信者情報開示の必要があるとしても、対象投稿は、投稿者の主張、投稿者が持つ証拠によっては、違法性阻却事由を持つこともある。そのため、現段階で違法と決め付けるわけにはいかない。

(3) 開示を受ける正当な理由について

投稿者を特定し、投稿者の主張、投稿者の持つ証拠によって、違法性があるのかどうかを争うための開示であるのなら、理解はできるが、債権者らが、捜査機関に捜査を委ねている段階では、捜査機関に開示するのが正当である。

(4) 債務者の削除義務

投稿者の投稿が今の段階で、違法性阻却事由がないとは、断定できないので、債務者には削除義務はない。債務者は、最終的な決着がつくまで、債権者の主張と投稿者の主張との間で中立を保つ義務はある。

捜査機関が捜査を行い、投稿者を特定して違法と認定すれば、捜査関係事項照会書等で削除依頼を行うので、債務者は、それに従う。

2. 保全の必要性について

(1) 発信者情報の開示について

捜査機関に捜査を委ねているのなら、債務者は、発信者情報を捜査機関の捜査関係の令状に従って、提出する義務がある。債権者は、捜査機関が投稿者を特定した後、捜査機関の情報により民事訴訟に入るのが正当な流れである。

(2) 各スレッドの削除について

捜査機関の捜査がまだ行われていない段階で、各スレッドを削除すると、書き込みログが消失して、



捜査機関に発信者情報開示ができなくなり、刑法第104条の証拠隠滅に問われかねない。

そのため、各スレッドの削除の必要性は捜査機関が判断し、債務者は捜査機関の指示に従う。

3. 各疎明方法について

(1) 甲第1号証 陳述書について

和歌山県警岩出署で、捜査が進められているとあるため、今回の仮処分命令申立の発信者情報開示対象の投稿については、和歌山県警岩出署が、債務者のサイトから、書き込みログにある発信者情報を押収し、投稿者を特定して捜査を進め、送検等の処置を行い、違法性が確定した投稿については、和歌山県警岩出署が投稿者に削除させるか、投稿者が削除できないのであれば、和歌山県警岩出署が、捜査事項関係照会書等で、債務者に投稿削除(送信防止措置)の要求を出すことになる。

そのため、今回の仮処分命令の申立は不要なものと考えざる得なく、スレッドの送信防止の方法によっては、和歌山県警岩出署に対する捜査妨害になり、刑法第104条の証拠隠滅に問われかねない申立である。

(2) 甲第2号証、3号証について

平成26年2月19日付内容証明郵便での通知書で、「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」という記述があり、債務者のサイトで、平成26年2月19日付内容証明郵便での通知書を公開したところ、2つのスレッドをあわせて26投稿中、11投稿が投稿者によって自主削除されている。現在、残っている投稿は、投稿者が違法性がないと自信を持っている投稿もあるとも言える。

(3) 甲第4号証 内容証明郵便について

債権者ら代理人の平成26年2月19日付内容証明郵便での通知書では、スレッドの削除要求であったが、この要求に従っていれば、書き込みログが消失して発信者発信者情報開示は不可能

になっており、今回の仮処分命令申立の目的については、理解に苦しむところが多い。また、債権者ら代理人の平成26年2月19日付通知書では、URL、投稿番号も指定しておらず、今回の仮処分命令申立書では、URL、投稿番号を指定してきており、債権者ら代理人の平成26年2月19日付通知書が結果的に怪文書化している。

(4) 甲第5号証 回答書について

債権者らが債務者のサイトに投稿したとして特定した[REDACTED]氏に聴取の結果、債務者のサイトに投稿したと明確には認めていないが、2月28日の段階では、[REDACTED]氏は、違法性がなく、債権者らと係争するとの強い意志を聴取、確認したので、回答書は、「司法の判断によって判断するのが妥当」との回答となったが、「対象投稿が貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争で名誉毀損としての司法の判断が出た場合、URLと対象投稿を指定していただければ、対象投稿を送信防止措置を取ります。」（「対象投稿を」は、誤字脱字で正しくは、「対象投稿の」である。）と記載もしている。なお、仮処分申立書及び、債権者らの陳述書を掲載しているので、債権者らの主張を閲覧することができるので、対立する投稿があっても、債務者のサイトでは決着がつくまで中立を維持できるので、司法判断の結果が出るまで、送信防止措置は、必要がないと判断している。

4. 送信防止措置について

仮処分命令の段階で、送信防止措置を必要とした場合、最終的に対象投稿が、違法性阻却事由を持つと司法判断が出た場合、送信防止措置を解除して復帰する必要性がある。送信防止措置を取ることで、債権者か債務者が投稿データの保管を行わないといけない。保管は、当事者ではない債務者の責任でも義務でもない。当事者である債権者がデータ保管を行い、対象投稿が、違法性阻却事由を持つ場合は、債務者に復帰を依頼することになり、データ保管の責任は債権者が持つことになる。債権者のデータ保管の不備が発生すると債権者は投稿者に対して損害賠償責任が発生する。また復帰にかかる諸費用は、当事者でない債務者が負担すべきものでは



ないので、債権者で負担を行う必要がある。

また仮処分命令の段階で、送信防止措置を必要とした場合でも違法性を主張できない投稿については、送信防止措置を取る必要はない。

以 上